

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出しないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	○○年(ケ,ヌ)第○○号	物件番号 ○○ 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
□	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 ○○年 ○○月 ○○日			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒○○○-○○○ 岩手県盛岡市内丸9番1号	
	法人の名称	株式会社○○○○	
	(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○ 代表取締役 ○○○○ (印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所花巻支部執行官室(☎0198-21-1502)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月12日
 盛岡地方裁判所花巻支部
 裁判所書記官 鈴木 誉 志

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月13日 午前 9時00分から 令和 6年 5月20日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所
売却決定 期日	日 時 場 所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 北上市鬼柳町笹渕
地 番 64番1
地 目 宅地
地 積 431.00平方メートル
所有者 A
- 2 所 在 北上市鬼柳町笹渕 64番地1
家屋 番号 64番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 71.52平方メートル
2階 65.56平方メートル
所有者 B



物件明細書

令和 6年 3月26日

盛岡地方裁判所花巻支部

裁判所書記官 伊藤 秀之

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

物件2建物所有者Bが本土地上に物件2建物を所有し占有している。
同人の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号2】

Bが本建物を住居として使用し占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

汚水は地番65番1(あるいは65番2)の北側隣接地内の私設管を通して排水
されている可能性が高い。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

1 所 在 北上市鬼柳町笹渕
地 番 64番1
地 目 宅地
地 積 431.00平方メートル

所有者 A

2 所 在 北上市鬼柳町笹渕 64番地1
家屋 番号 64番1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 71.52平方メートル
2階 65.56平方メートル

所有者 B



令和5年(ケ)第17号
令和6年1月12日受理
令和6年3月1日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所 花巻支部
執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 北上市鬼柳町筑浏
地 番 6 4 番 1
地 目 宅地
地 積 4 3 1 . 0 0 平方メートル

所有者 A

2 所 在 北上市鬼柳町筑浏 6 4 番地 1
家屋番号 6 4 番 1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 1 . 5 2 平方メートル
2 階 6 5 . 5 6 平方メートル

所有者 B

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路() □ ()
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者 ■その他の者(B 物件2建物所有者) 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者() 上記の者が本建物を住居として使用し占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件1 土地関係)	
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>
占有者	■債務者兼物件2 建物所有者 B <input type="checkbox"/>
占有状況	■敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫
■陳述 (■B (債務者兼物件2 建物所有者)) / <input type="checkbox"/> 文書 () の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 使用借 <input type="checkbox"/> 転借 ■不明
占有開始時期	平成14年10月3日 (物件2 建物の登記簿上の新築年月日)
最初の契約等	契約日 年 月 日
	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等当事者	貸主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	借主 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他 ()
賃料・支払時期	毎 金 円 (毎 限り 分払) <input type="checkbox"/> 前払 () <input type="checkbox"/> 相殺 ()
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡転貸可 <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input type="checkbox"/> 上記のとおり ■下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり Bの陳述によると、物件1 土地所有者Aは、Bの母であり、土地を使用することに関する契約等はなく、金銭の支払いもないと陳述していることから、親族関係を基礎とする黙示の承諾による使用貸借契約が存在しているものと推測される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

(その他の事項用)

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地の東側が、公団上水路を介して道に接面している。現況、本土地の東側が、幅員約5.0メートルの舗装市道築測線に接面している。

■物件2 建物関係

- 1 関係人の陳述及び本建物内の状況から、Bが住居として使用し占有しているものと認められる。
- 2 室内には、ある程度まとめられているものの、ゴミが散見される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B</p>	<p>私は、物件1土地所有者Aの子、物件2建物所有者Bです。 私が調査に立ち会います。 物件2建物を新築した時、Aは私の親ですから土地を使うことについて契約もお金のやり取りもありません。 建物で調子が悪い設備は無いと思いますが、風呂は現在使用しておらず、物置となっています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 (5 枚目)

(調査経過用)

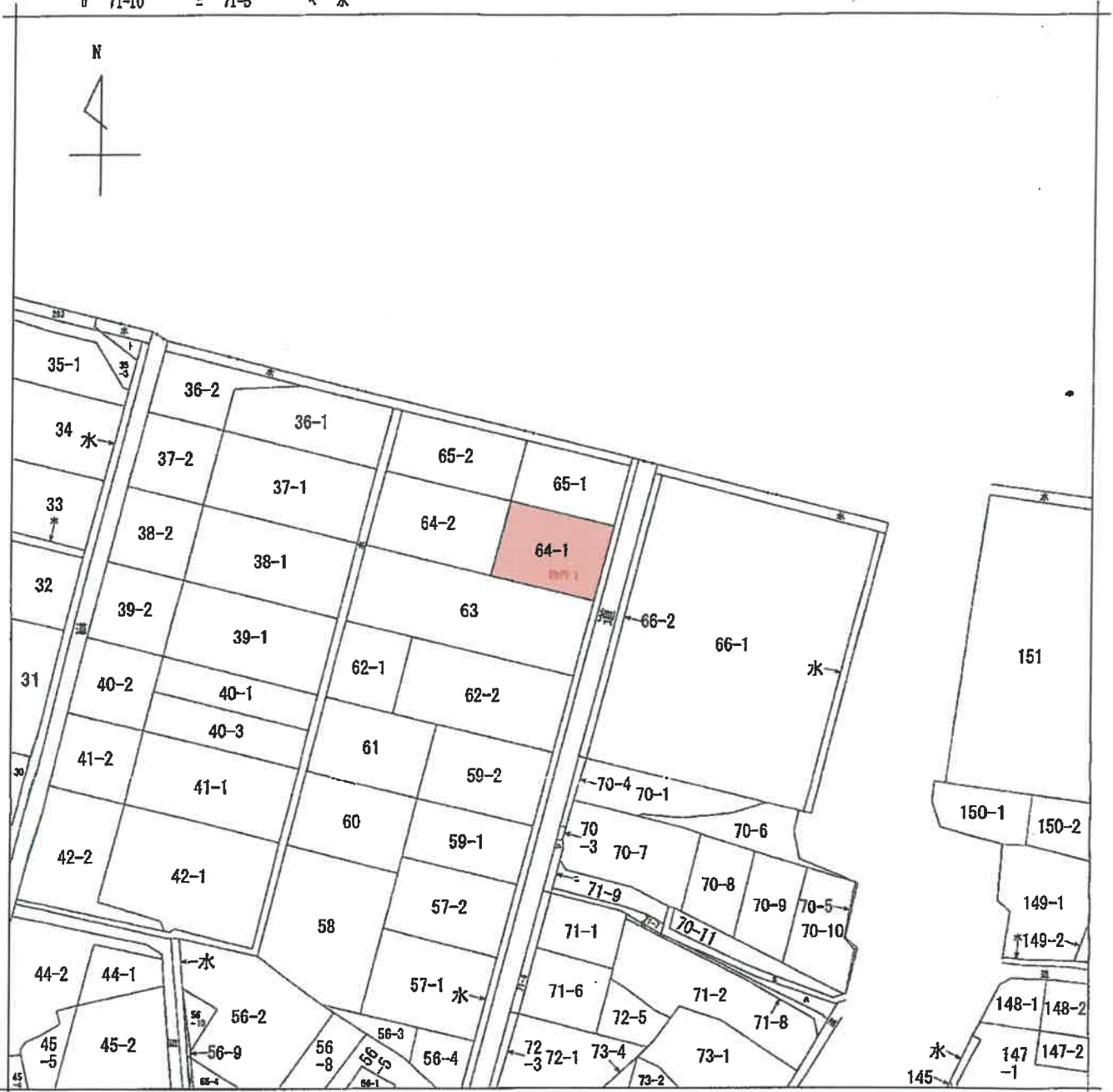
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年2月14日(水)	法務局	登記関係資料申請 (事務員)
令和6年2月14日(水)	北上市役所	課税関連資料申請 (事務員)
令和6年2月16日(金)	執行官室	市道確認 (FAX)
令和6年2月21日(水) 11:00~11:15	物件所在地	物件確認 期日通知 Bより占有確認
令和6年2月26日(月) 14:00~14:30	物件所在地	B立会いのうえ、物件に立入調査 評価人同行
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

A3判をA4判に縮小

イ 55-6 Δ 71-11 水 ト 35-2
 71-10 71-5 水



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

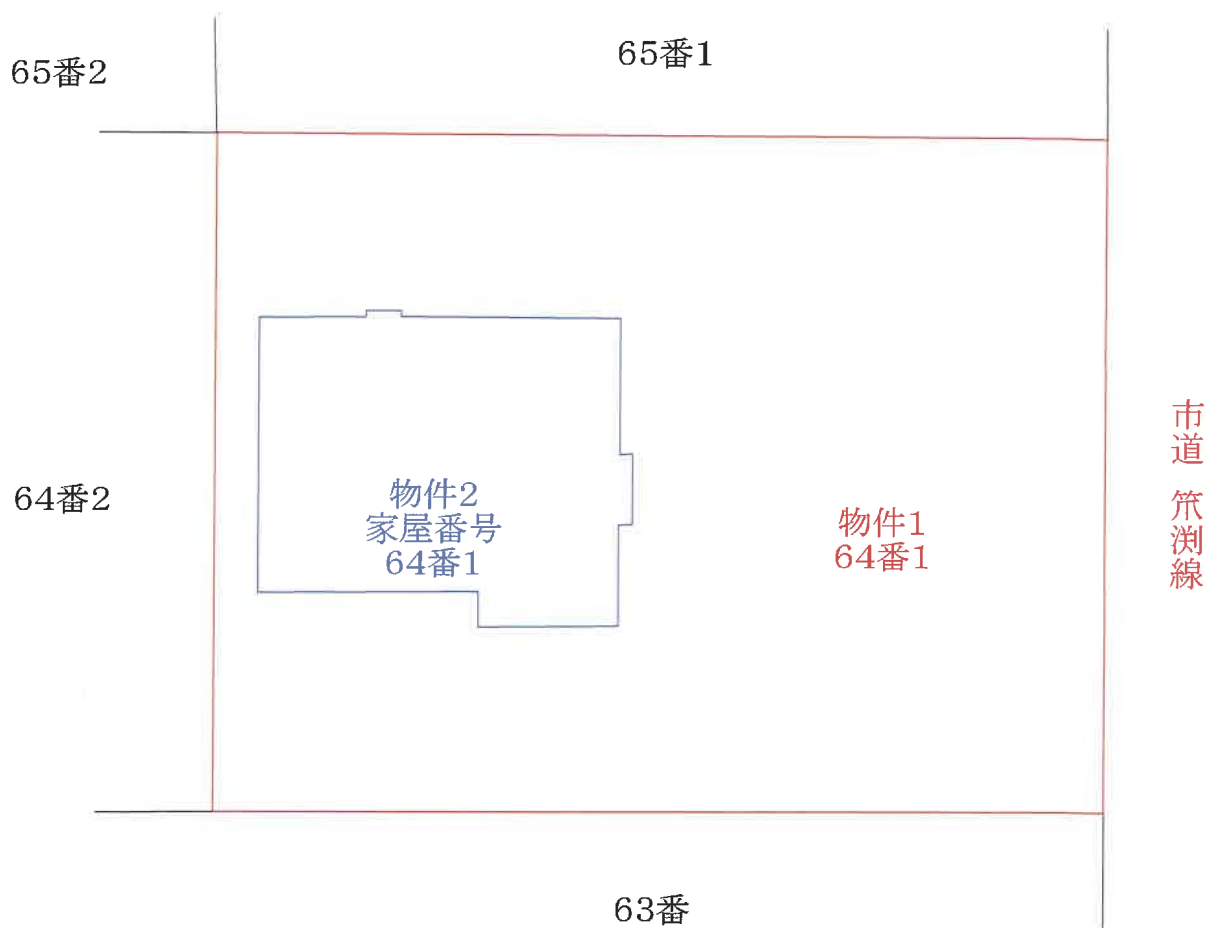


請求部	所在	北上市鬼柳町策洲		地番	64番1		
出力縮	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

令和5年(ケ)第17号
土地建物位置関係図



S ≒ 1/200



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
(9 枚目)



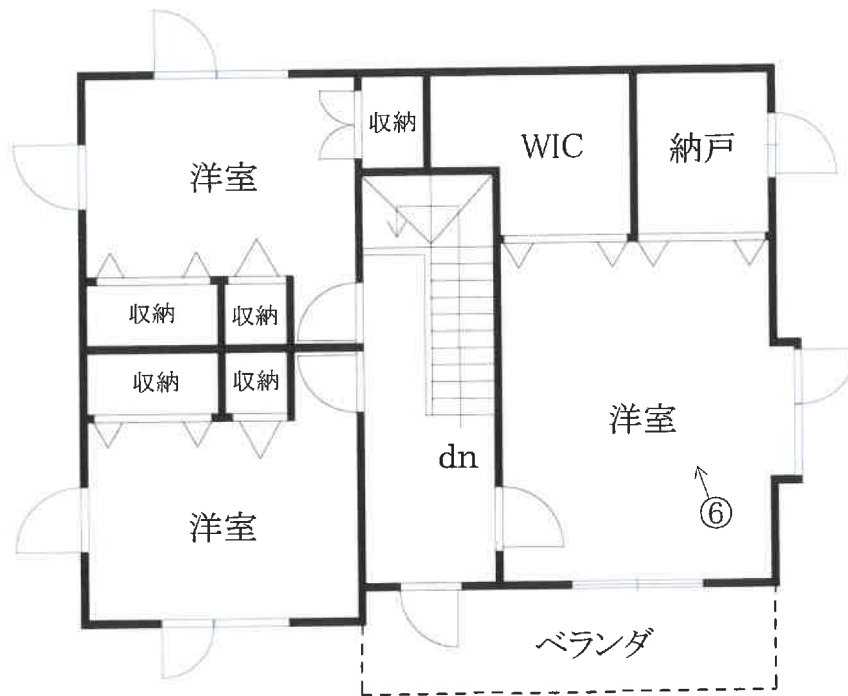
令和5年(ケ)第17号
 物件2
 建物間取図



S ≒ 1/100



1階



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
 (10 枚目)

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



(13 枚目)



令和5年(ケ)第 17号
令和6年 2月26日 現地調査
令和6年 3月 4日 評 価

盛岡地方裁判所花巻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

東 野 成 紀

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1・2	金 6, 190, 000円
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3, 360, 000円
物件2 (建物)	金 2, 830, 000円

- 1 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。

番 号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	北上市鬼柳町笹渕 64番1 宅 地 431.00m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	北上市鬼柳町笹渕64番地1 64番1 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 71.52m ² 2階 65.56m ²	同 左
番 号	特 記 事 項		
1・2	特記すべき事項はない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 東北本線「北上」駅 南西方 約 2. 6 k m（道路距離）	
付近の状況	付近は北上市役所より南西方約 2. 1 k m（道路距離）に位置し、戸建住宅、事業所等が混在する郊外の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第 1 種住居地域 6 0 % 2 0 0 % — —
画地条件 （規模、形状等）	東側間口約 1 8 m、奥行約 2 4 m で、地勢ほぼ平坦な整形の中間画地である。現況面積は公簿面積と略一致。	
接面道路の状況	東側で幅員約 5 m 舗装市道「笹淵線」（建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路）に水路を介して 0 ～ 約 0. 5 m 高く接面している。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件 2 の建物の敷地として利用されており、建物所有者が使用借権に基づいて占有している。	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり（特記事項欄参照）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染については、当該物件を含む周辺が住宅地域であることを考慮すると、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。また、物件 2 の建物の利用状況からも汚染の可能性は低いものと判断した。但し、土壌汚染の有無は指定機関等の専門家による調査を経なければ確定は出来ない。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ・ 汚水は地番 6 5 番 1（あるいは 65 番 2）の北側隣接地内の私設管を通して排水されている可能性が高い。なお、市道「笹淵線」には下水道管が敷設されていないエリアがあり、当該物件前がそうである。 	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成14年10月3日新築 経済的全耐用年数 30年 経過年数 22年 経済的残存耐用年数 8年
仕 様	構 造 木 造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、敷目張等 床 フローリング、畳等 設 備 特記すべき設備なし その他 特になし （注）建物の各種設備については動作確認まで出来ないため、使用可能か否かについては不明である。
現況床面積	現況床面積は公簿数量と略一致。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居 宅 間取り 別紙建物間取図のとおり
品 等	居宅としては中の下品等と判断した。
保守管理の状態	保守管理の状態にやや劣り、要修繕箇所が認められる。
建物の利用状況	土地所有者及び建物所有者（親子）が居宅として使用占有している。
特記事項	建築時期、構造及び種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定出来ない。なお、アスベスト使用の有無については専門機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性修正 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ ≒カ
1	17,400	0.97	431.00	0.90	—	6,550,000

ア 標準画地価格：公示価格等からの規準を行って、下記のとおり査定した。

地価調査：北上(県)-2

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $24,800\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/103 \times 100/138 \approx 17,400\text{円}/\text{㎡}$

※ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

※ 標準化補正：方位 +3%

※ 地域格差：街路条件 +2%、交通接近条件 ±0%、環境条件 +35%、行政的条件 ±0%（相乗積）

イ 個別格差：方位 +2%、規模 △5%（相乗積）

ウ 地積：公簿数量を採用した。

エ 建付減価：物件2の建物の状態等を考慮して査定。

オ 市場性修正：土地・建物一体として後記にて考慮。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を現在の建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性修正 エ	建物等の価格 (円) ア×イ×ウ×エ≒オ
2	131,000	137.08	0.24	—	4,310,000

ウ 現価率：定額法（残価率10%で経済的全耐用年数30年、経過年数22年、経済的残存耐用年数8年）を適用し、観察減価法（物理的減価△30%）を併用して、下記のとおり査定した。

$34\% \times (100\% - 30\%) \approx 24\%$

エ 市場性修正：土地・建物一体として後記にて考慮。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、次のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ≒ウ
1	6,550,000	0.10	使用借権	660,000

イ 土地利用権等割合：物件2の建物の土地利用権等を使用借権と判断し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,550,000	-660,000	1.00	0.95	0.60	3,360,000
2	4,310,000	+660,000	1.00	0.95	0.60	2,830,000
一括価格						6,190,000

ウ 占有減価修正：特に必要ないものと判断。

エ 市場性修正：下水道の利用状況を考慮して査定。

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性等を考慮して査定。

第6 参考価格資料

- ・ 地価調査基準地 北上（県）－4

所 在	北上市大堤南1丁目75番2
価 格	24,800円/㎡
位 置	JR東北本線「北上」駅 2.6km
価 格 時 点	令和5年7月1日
地 積	240㎡
供給処理施設	水道、ガス、下水
接 面 街 路	南側6m舗装市道
用 途 指 定 等	2中専(60、200)
地 域 の 概 要	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料の表示

受命物件の位置図
 公図写
 建物図面・各階平面図写
 建物間取図

以 上



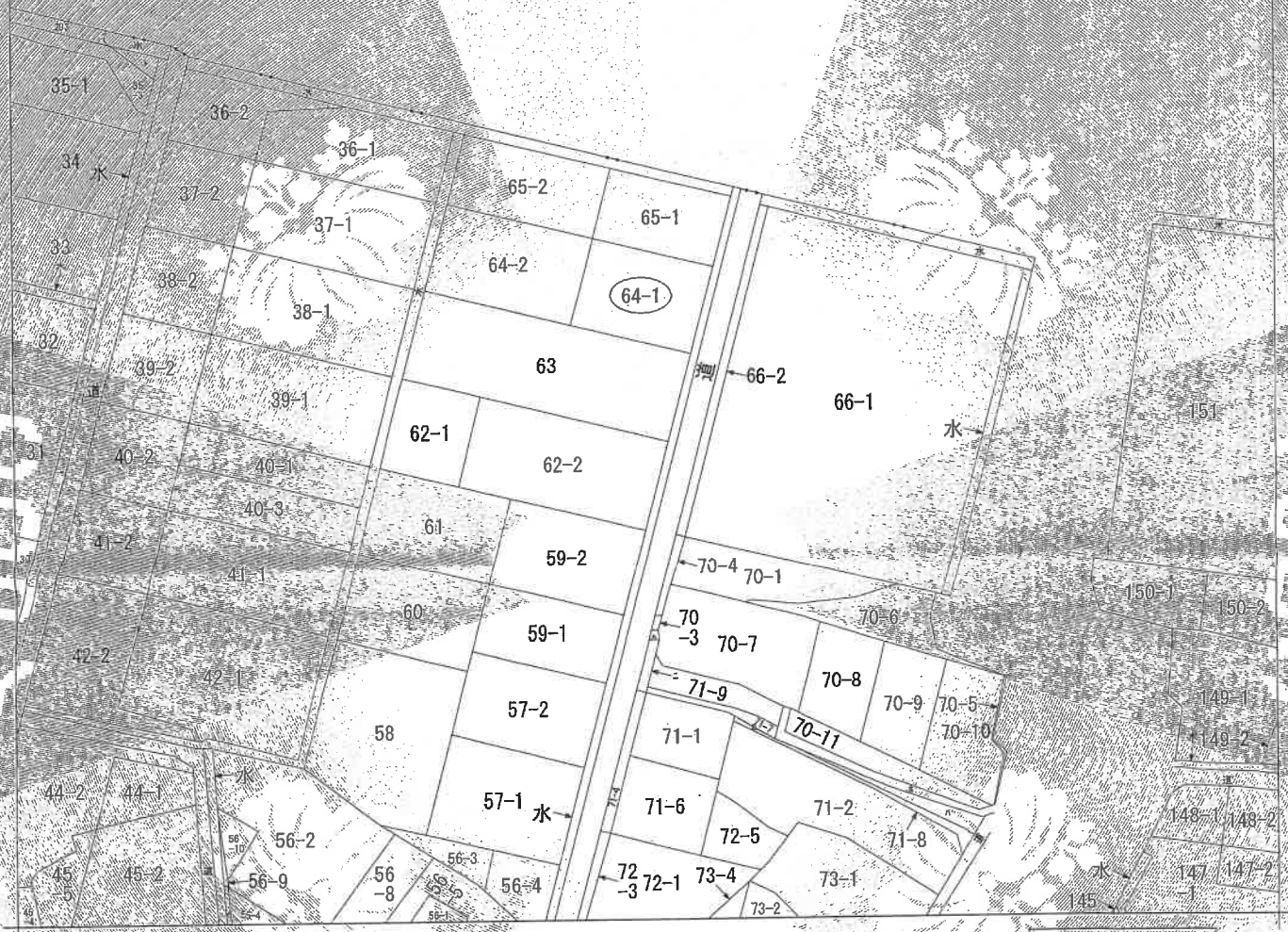
公図写

イ 55-6
ロ 71-10

ハ 71-11
ニ 71-5

35-2

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 鬼柳町笹淵

請求分	所在	北上市鬼柳町笹淵		地番	64番1	
出縮	1/1000	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方務局花巻支局管轄)

令和5年11月22日
東京法務局

縮小版

地図整理番号：M62432

(1/1)

登記簿

登記年月日：平成14年10月17日

772952

各階平面図

4番

建物図面
各階平面図

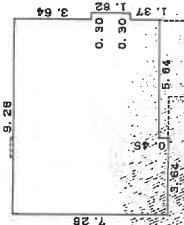
建物の所在：北上市豊前町元町64番地



求積表

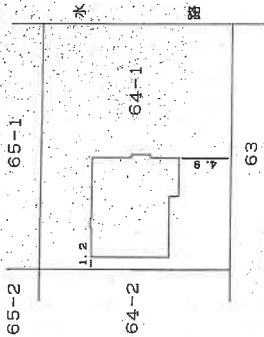
7.28 x 2.73 =	19.8744
7.40 x 0.91 =	6.7340
7.28 x 2.00 =	14.5600
6.19 x 3.64 =	29.8116
1.82 x 0.30 =	0.5460
合計	71.5260
床面積	71.52㎡

2階



求積表

9.28 x 5.64 =	26.2392
1.82 x 0.30 =	0.5460
1.82 x 0.30 =	0.5460
1.82 x 0.30 =	0.5460
合計	65.5372
床面積	65.53㎡



製作者

土地調査士

平成14年10月17日

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/500

地図整理番号：M62434

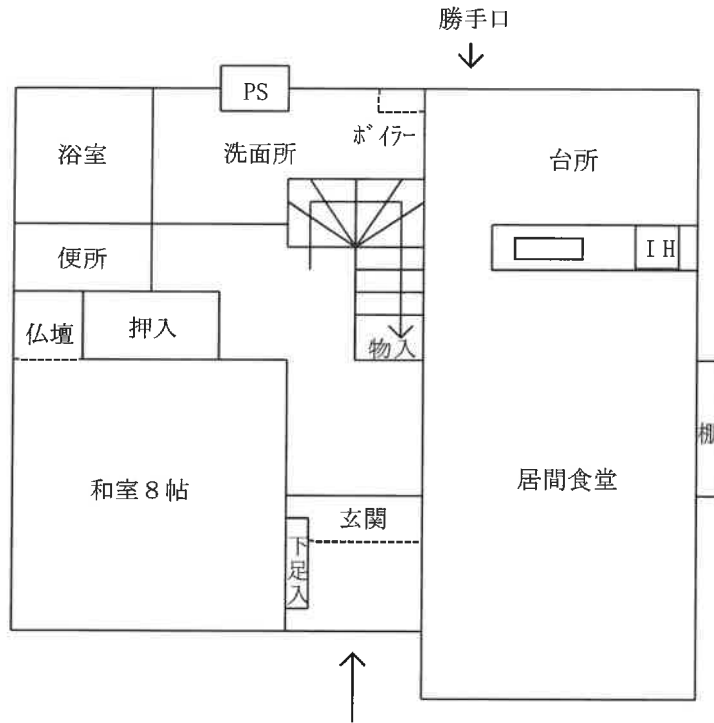
国土庁土地家屋調査士会連合会

平成14年10月17日 登記

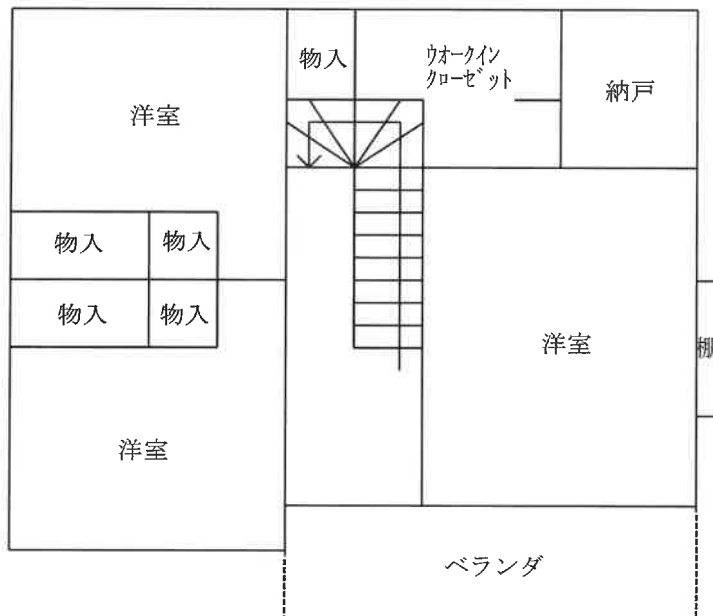
縮小版

建物間取図

物件 2



1階



2階